

■議案第77号 四万十町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 について

【要旨】

上水道事業と簡易水道事業との経営統合及び水道料金の改定に必要となる関係条例の改廃については、令和元年12月議会で議決を経たところです。

その後、水道法（昭和32年法律第177号）に基づく事業変更の認可手続きのため高知県と協議した結果、四万十町水道事業の設置等に関する条例に規定する給水人口及び1日最大給水量の修正が必要となりましたので、条例の一部を改正するものです。

【改正内容】

第2条に規定する給水人口及び1日最大給水量を改めます。

【施行期日】

公布の日

【新旧対照表】

改正後	改正前
（経営の基本） 第2条 水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに公共の福祉を増進するよう運営されなければならない。 2 給水区域は、別表のとおりとする。 3 給水人口は、<u>16,308人</u>とする。 4 1日<u>最大給水量</u>は、<u>8,729立方メートル</u>とする。	（経営の基本） 第2条 水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに公共の福祉を増進するよう運営されなければならない。 2 給水区域は、別表のとおりとする。 3 給水人口は、<u>16,586人</u>とする。 4 1日<u>最大量</u>は、<u>9,031立方メートル</u>とする。

【根拠法令】

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）抜粋

（地方公営企業の設置） 第4条 地方公共団体は、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項は、条例で定めなければならない。
--

【参考法令】

水道法（抜粋）

（事業の変更） 第10条 水道事業者は、給水区域を拡張し、給水人口若しくは給水量を増加させ、
--

又は水源の種別、取水地点若しくは浄水方法を変更しようとするとき（次の各号のいずれかに該当するときを除く。）は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

（１） その変更が厚生労働省令で定める軽微なものであるとき。

（２） その変更が他の水道事業の全部を譲り受けることに伴うものであるとき。

２・３ 略

（都道府県が処理する事務）

第 46 条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

２ （略）

水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）抜粋

（都道府県の処理する事務）

第 14 条 水道事業（河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 3 条第 1 項に規定する河川（以下この条及び次条第一項において「河川」という。）の流水を水源とする水道事業及び河川の流水を水源とする水道用水供給事業を經營する者から供給を受ける水を水源とする水道事業（以下この条及び次条第 1 項において「特定水源水道事業」という。）であつて、給水人口が 5 万人を超えるものを除く。以下この項において同じ。）に関する法第 6 条第 1 項、第 9 条第 1 項（法第 10 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 10 条第 1 項及び第 3 項、第 11 条第 1 項及び第 3 項、第 13 条第 1 項、第 14 条第 5 項及び第 6 項、第 24 条の 3 第 2 項、第 35 条、第 36 条第 1 項及び第 2 項、第 37 条、第 38 条並びに第 39 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務並びに水道事業に関する法第 42 条第 1 項及び第 3 項（都道府県が当事者である場合を除く。）の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うものとする。

２～７ （略）